

第 44 号様式別表 1 記載要領

1. この明細書は、第 4 号様式及び事業所税額のない方の申告書に添付すること。
2. ※印の欄は記載しないこと。
3. 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
4. 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載すること。
5. 「明細区分」の欄は、次により記載すること。
 - (1) 1 は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものをいい、2 は、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものをいうものであること。また、計は、1 又は 2 のそれぞれの合計をいうものであること。
 - (2) (1) の区分に従って、該当する項目に○印を付すること。
 - (3) 記載に当たっては、まず明細区分 1 の事業所等から記載し、次に 1 の合計、そして明細区分 2 の事業所等、2 の合計の順に記載していくこと（「専用床面積㊦」及び「共用床面積㊧」の合計は、記載する必要のないものであること。）。
 - (4) 一の用紙に記載される事業所等の全部が 1 又は 2 である場合には、上記(2)及び(3)の記載の例によらずに、「明細区分の別」の欄中の該当する数字に○印を付せば足りるものであること。
6. 「専用床面積㊦」の欄は、期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ面積（1 平方メートルの 100 分の 1 未満は切り捨てること。以下同様とする。）を記載すること。
7. 「共用床面積㊧」の欄は、専用床面積に対応する第 44 号様式別表 4 の㊦の共用床面積を記載すること。
8. 「事業所床面積㊨」の欄は、「専用床面積㊦」と「共用床面積㊧」の合計を記載すること。なお、事業所用家屋の全部を専用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載すれば足りるものであること。
9. 「使用した期間」及び「同上の月数」の欄は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものである場合は記載の必要がないものであること。
10. 「同上の月数」の欄は、次により記載すること。
 - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等（(3)を除く。）
当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
 - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等（(3)を除く。）
当該算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数
 - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数
11. 「従業者数㊩」の欄は、期末又は廃止の日現在における従業者数（地方税法第 701 条の 31 第 1 項第 5 号において従業者から除かれる者を含む。）を記載すること。ただし、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に 2 を乗じて得た数値を超える場合は、当該算定期間の各月の末日現在における従業者数の合計を当該算定期間の月数で除して得た数値を記載すること。
なお、この場合は、各月の末日現在の従業者数の明細を添付すること。
12. 「従業者給与総額㊪」の欄は、算定期間中に支払われた給与等の総額を記載すること。

第 44 号様式別表 2 記載要領

1. この明細書は、地方税法（以下「法」という。）第 701 条の 34（事業所税の非課税の範囲）の規定の適用がある場合（法第 701 条の 31 第 1 項第 5 号において従業者から除かれる者がある場合を含む。）に第 44 号様式及び事業所税額のない方の申告書に添付すること。
2. ※印の欄は記載しないこと。
3. 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
4. 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載すること。
5. ㊦の欄は、該当項目ごとにそれぞれの床面積（1 平方メートルの 100 分の 1 未満は切り捨てること。）を記載すること。ただし、事業所等の用に供する部分に係る共同の用に供する部分がある場合（別表 4 の共用部分の計算書が添付される場合）は、共同の用に供する部分の床面積に係る非課税床面積については記載しないこと。
6. ㊧の欄は、期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業者数（法第 701 条の 31 第 1 項第 5 号において従業者から除かれる者）を該当項目ごとに記載すること。
7. ㊨の欄は、算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記載すること。

第 44 号様式別表 3 記載要領

1. この明細書は、地方税法（以下「法」という。）第 701 条の 41 又は附則第 33 条（事業所税の課税標準の特例）の規定の適用がある場合（法第 701 条の 31 第 1 項第 5 号に規定する雇用改善助成対象者がある場合を含む。）に第 44 号様式の申告書に添付すること。
2. ※印の欄は記載しないこと。
3. 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
4. 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載すること。
5. ㊦の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積（㊦の控除割合による控除前の床面積を 1 平方メートルの 100 分の 1 未満を切り捨てて記載すること。）を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。
なお、法第 701 条の 41 第 1 項及び第 2 項並びに附則第 33 条第 1 項から第 5 項までの規定のうち 2 以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける㊦の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載すること。
6. ㊧の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額（㊦の控除割合による控除前の給与等の額）を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。

第 44 号様式別表 4 記載要領

1. この計算書は、事業所用家屋である家屋に事業所等の用に供する部分（以下「事業所部分」という。）に係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」という。）がある場合に第 44 号様式別表 1 に添付すること。
したがって、一の事業所等が家屋全体を専用している場合又は家屋の一部を専用しているが共用部分がない場合は、添付の必要がないものであること。
2. ※印の欄は記載しないこと。
3. 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
4. ①の欄は、共用部分以外の部分（以下「専用部分」という。）で⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ面積（1 平方メートルの 100 分の 1 未満は切り捨てること。以下同様とする。）を記載すること。
5. ②の欄は、①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積（以下「専用床面積」という。）を記載すること。
なお、この専用床面積は、第 44 号様式別表 1 の「専用床面積②」の欄と一致するものであること。
6. ③の欄は、④の欄の数値を記載すること。
7. ⑦の欄は、次により記載すること。ただし、⑧、⑨及び⑩の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載すること。
 - (1) ⑧の欄は、共用部分の床面積（以下「共用床面積」という。）のうち、地方税法施行令（以下「政令」という。）第 56 条の 43 第 2 項に掲げる消防設備等に係る床面積を記載すること。
 - (2) ⑨の欄は、共用床面積のうち政令第 56 条の 43 第 3 項第 1 号イ、第 4 号及び第 5 号イに掲げる避難階段等に係る床面積を記載すること。
 - (3) ⑩の欄は、共用床面積のうち政令第 56 条の 43 第 3 項第 1 号ロ、第 2 号、第 3 号及び第 5 号ロに掲げる設備等に係る床面積に 2 分の 1 を乗じて得た面積を記載すること。
 - (4) ⑪の欄は、共用床面積のうち、⑧、⑨及び⑩以外の非課税に係る共用床面積を記載すること。
 - (5) ⑦～⑪に記載がある場合は、別表 2 に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付すること。